

## 第1章

# 人間の安全保障の観点からみたアフリカの平和構築

——コンゴ民主共和国の「内戦」に焦点をあてて——

篠田 英朗

### はじめに

人間の安全保障は包括的な概念であり、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分」(人間の安全保障委員会 [2003: 11])にかかわるものはすべて人間の安全保障の問題領域に入る。この包括性のゆえに、人間の安全保障の概念は曖昧すぎるとも批判されてきた。あるいは国家安全保障との対立軸を構成するものとして強調されてきた。しかし人間の安全保障は、あくまでも現実の要請に応じて求められてきた概念であり、その内容を理論的に精緻化すること自体にはそれほど大きな重要性はないともいえる。より大切なのは、多岐にわたる人間の安全保障の議題を包括的に見渡したうえで、それらを総合的な視点で調整していくことであろう<sup>(1)</sup>。

とくに武力紛争(後)の状況のように深刻かつ複雑な問題が多く介在してくる場合には、人間の安全保障のいくつもの要請をどう調和させながら実現していくかということが大きな問題となる。現実世界の状況をみると、人間の安全保障の実現が、きわめて困難であるようにみえる場合がしばしばある。しかしそれは、単に必要な措置がとられていないことだけによって困難になっているのではない。多くの場合それは、いくつもの人間の安全保障の要請

を同時に満たしていく方法自体が見えないがゆえに、困難なのである。

本章のテーマでもある平和構築は、人間の安全保障の重要な一要素として位置づけられるべきものである。だがその一方で、人間の安全保障から要請される人道援助などの保護策が、場合によっては長期的にみたときに求められる現地社会の平和構築の「能力強化」に対して必ずしも有益とはならない場合もある。もちろん究極的な意味では、平和構築は包括的な人間の安全保障のなかで調和的に達成されるものである（篠田 [2003a]）。しかしそのような究極的な解決は、現実の状況を前提にした場合には、達成するための方法を具体的にイメージすることさえ難しい場合が多いのである。

本章は、平和構築の分野で人間の安全保障が見せる困難を、コンゴ民主共和国（Democratic Republic of the Congo）を主な事例にして検討する。コンゴ民主共和国が位置する大湖地域では、1994年のルワンダにおける大虐殺後にザイル（現在のコンゴ民主共和国）を含む周辺国に流出した大量の難民に対する人道支援が、結果として虐殺の首謀者たちを利する効果をもち、ルワンダや地域全体の不安定化要因となってしまった（篠田 [2004]）。そこで如実に示されたのは、平和構築の戦略を、包括的な人間の安全保障の諸要請と調和させながら作り上げることの困難であった。本章はさらに、カガメ（Paul Kagame）大統領が率いるルワンダ軍がザイル内の反政府勢力と呼応して難民キャンプを消滅させた1996年以降のコンゴ民主共和国の情勢に焦点をあてて、人間の安全保障の観点からみた平和構築の多大な困難を検証する。

本章は、こうした問題意識にしたがって、まず第1節において、平和構築と人間の安全保障の関係について問題提起を行う。第2節では、コンゴ民主共和国の「内戦」<sup>(2)</sup>の「前史」と考えることができるルワンダの内戦状況を通じて明らかになった平和構築と人間の安全保障の関係について指摘する<sup>(3)</sup>。第3節では、コンゴ民主共和国の「内戦」の歴史を時系列にそって確認する作業を行う。第4節では、国際社会がこれまでにとってきた対応策についてまとめる。第5節においては、コンゴ民主共和国における主要な平和構築策を取り上げる。第6節においては、そこまでの検討作業をふまえて、コンゴ

民主共和国における人間の安全保障と平和構築の見通しについて、さらなる考察を加える。

## 第1節 平和構築と人間の安全保障

平和構築とは、ある社会に永続的な平和の基盤を作っていく活動のことを意味し(篠田 [2003b: 21]), 多様な活動を含みこむ概念である。人間の安全保障と同様に平和構築は、拡大した現代世界が国際社会の国内管轄事項への関与を包括的かつ統合的に視野に入れるために用いられる概念である。文化交流も平和構築であり、経済援助も平和構築になりうる。諸活動の重要性を決めるのは、各活動の平和構築への貢献度である。紛争の原因が文化的摩擦に起因しているため文化交流がきわめて効果的な平和構築策である場合もあるだろうし、貧困が原因で紛争が助長されたので経済支援が強く求められる平和構築策である場合もあるだろう。無数の平和構築活動があるとしても、それらの間には有効性の違いがあるのであり、したがって個別的な状況に応じた優劣の度合いがある。

このような平和構築を人間の安全保障の観点からみたときには、まず二つのことを指摘できる。第1に、平和構築は、人間の安全保障の一分野として考えることができる。武力紛争が人間の安全に対する脅威であることは間違いなく、紛争が起こらない社会を作る平和構築は人間の安全保障の観点からも推進されるべきである。平和を維持し、人々の安全を保障する現地の社会・公的制度を実現することが、平和構築の目標となるが、人間の安全保障の観点からしても、そのような信頼できる実力のある制度的基盤が望ましいことはいうまでもない。こうした意味においては、人間の安全保障と平和構築とは、同じ方向性をもっているといえる。

政治的、法的、経済的、社会的、文化的側面において平和構築の目的が達成されるのであれば、人間の安全を脅かす脅威も減退していくだろう。具

体的には、平和構築活動に組み込まれた人道・復興援助の実施、和平合意に挿入される人権擁護規定の保障、武装解除から除隊兵士の社会復帰策にまでいたる武装解除・動員解除・社会再統合（disarmament, demobilization, and reintegration: DDR）、社会安定化策としての職業訓練や雇用創出策、公権力を行使する行政府の機能強化、戦争犯罪人の逮捕、処罰や強制徴用などの犯罪防止は、いずれも平和構築の大きな戦略的枠組みのなかで位置づけられるものであると同時に、人間の安全保障としての意味ももっている。そもそも紛争が継続しては人道・開発援助の円滑な提供は望めず、紛争を温床とする飢餓・疫病などの人道的被害は拡大する一方であろう。もし社会的安定が達成されれば、長期的関与の立案が可能となり、しかも現地社会への活動の委譲が進展するので、国民国家の制度的枠組みを通じての保障体制へと安定的に移行することもできる。逆の観点からいえば、人間の安全保障策としての人道的被害（戦争被害、疫病、貧困）の軽減が進めば、政治的不安定化もまた軽減することができるだろう。長期的開発援助の形態での人間の安全保障策は、民族的・地域的所得格差是正、とくに若者層の失業率の是正、富の集中の防止などを通じて、不安定な社会構造を是正し、国際社会の継続的関与の窓口を確保して、平和構築を進展させることができる。このように人間の安全保障と平和構築に関する活動は、基本的には相互補完的な関係にあるといえる。

第2に、しかし人間の安全保障と平和構築の優先度は、いつも必ず一致するとはかぎらない。人間の安全保障の観点からすれば、政治的状況は人間の安全という主要な目的に対しては副次的なものでしかない。限界状況においては、政治的状況の改善は放置し、あるいは政治的な面での悪影響を容認してでも、人間の安全に対する当面の脅威を軽減することが求められることがある。逆に平和構築の観点からすれば、人間の安全保障は常に長期的な平和の構築につながるとはいえ、人間の安全保障上の優先度が高いものが常に必ず平和構築上の優先度が高いとはかぎらない、ということになる。

そもそも平和とは、主に集団間の紛争状態の停止・解消にかかわる。確か

に諸個人間の紛争が存在している間は真の平和は達成されないともいえるが、通常の国際平和構築活動が対象とするのは、あくまでも集団間の平和の達成である。平和構築は本質的に政治的な関心に依拠している。これに対して人間の安全保障は、どれだけの規模での活動を行うとしても、あくまでも人間一人ひとりの安全を保障することが目的となる。人間の安全保障は本質的に人道的な関心に依拠している。すでにみたように異なる関心に依拠していても両者は相互補完的に機能することが期待されているのだが、しかし集団の論理と個人の論理、政治の論理と人道の論理は、予定調和的に一致するわけではないばかりか、意図的に一方が他方から距離をおこうとすることもある。

アフリカでは、すでに指摘したように、国民国家としての歴史が浅く、「複合的人道危機」がきわめて深刻なレベルで起こりやすい。したがって人間の安全保障と平和構築のニーズが同時に高い必要度で発生することが多い。そこで両者の観点から同時に対処すべき場合が多い一方で、両者が矛盾を抱え込んでしまう場合も少なくない。コンゴ民主共和国の「内戦」の前史として位置づけるべき1994年の大虐殺前後のルワンダ情勢は、その端的な例であったといえることができる。そこで次節において、問題の導入としてルワンダの事例を取り上げることにより、さらに平和構築と人間の安全保障の関係について問題提起を進めてみたい<sup>(4)</sup>。

## 第2節 ルワンダ内戦と平和構築なき人間の安全保障

ルワンダでは1990年に、ウガンダから軍事侵攻を始めたルワンダ愛国戦線(Rwanda Patriotic Front: RPF)とハビヤリマナ(Juvénal Habyarimana)大統領の政権との間で、武力衝突が起こった。このルワンダの内戦は、1992年のアルーシャ合意によって一応の停戦がなされることになったが、1994年4月にハビヤリマナ大統領搭乗機が撃墜されると、政権側の強硬派が、少数派のトゥチ人を標的にした虐殺行為を開始した。それはわずか100日間ほどで100万人

ともいわれる数の人々が犠牲になる大虐殺となった。RPF側は同時に新たな軍事行動を開始し、7月には首都キガリを制圧した。RPFに敗北した旧政権側のルワンダ国軍（Forces Armées Rwandaises: FAR）などの武装勢力は、難民化した一般住民とともに周辺諸国に流出したが、とくに多数がかねてより友好関係にあったモブツ（Mobutu Sese Seko）大統領独裁体制下の隣国のザイール（当時）に逃れた。RPFに対する軍事的敗北は短期間で決したので、FARの兵力は比較的温存されていた。少なくとも2万人以上といわれる旧FAR兵士たちが、複数の難民キャンプを使いながら新たな軍事攻勢に備えた兵力の再組織を画策することになった。旧政権の閣僚集団も再結成された（Terry [2002: 156-159]）。

しかし旧政権勢力はルワンダ愛国軍（Rwanda Patriotic Army: RPA。RPFの軍事部門）に対して明らかに劣位にあったため、次第に200万人以上という膨大な数の難民が、彼らによって政治的交渉手段として使われるようになる。難民としてザイール、タンザニア、ブルンディに流出したのは、もちろん旧政権関係者だけではなく、RPFがキガリへの進軍にあたって一般住民に数万単位の犠牲を与えたことは各方面で指摘されており（Terry [2002: 173-174]）、被害を恐れて難民化した一般住民も少なくなかった。だが彼らは、難民キャンプにおける帰還希望者に対する旧政権勢力の脅迫のために、ルワンダに戻ることができなくなった。1995年になると、ルワンダ国内のキベホ避難センターで4000人ともいわれる難民がRPAの手によって虐殺されたことにより、自発的な帰還の意欲もそがれてしまった（Waters [2001: 143]）。多くの難民たちは、政治的対立の構造に巻き込まれて難民キャンプで「囚人化」していったのであった。

旧政権の高官たちはルワンダから逃亡する際に持ち出しうるかぎりの資金を持ち出して、活動資金としていた。しかしさらに難民キャンプで、国際援助団体の食糧などの援助物資を強制的に難民から集めたり、難民数を水増しして過剰な援助物資を集めたりした。また援助団体に雇用されている者から「税金」を取り立てたり、援助団体に車両を貸し付けたりタクシーを提供し

たりして資金を調達した (Terry [2002: 186-191])。

1994年後半に CARE カナダをはじめとする15の国際 NGO がザイールのゴマにある難民キャンプから撤退したが、それは援助配布をめぐる旧政権勢力と対立し、職員の安全が危機にさらされたからであった。実際に撤退を決定する前段階において CARE カナダはまず国際職員を一時避難させたが、その間に彼らが護衛のために雇用していた現地ルワンダ人35人は殺害されてしまった (Jones [2001: 146])。国境なき医師団 (Médecins Sans Frontières: MSF) フランス支部や国際救援委員会 (International Rescue Committee: IRC) は、援助活動の継続は虐殺の首謀者を含む武力勢力を強化して一般の難民に対する彼らの支配を助けてしまうので、道義的責任の観点から許されない、と判断し、各地の難民キャンプから撤退した (Terry [2002: 4])。

残留した NGO や国連難民高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR) などの国際機関は、キャンプ内の治安維持と武装解除を目的とする軍隊あるいは警察部隊の派遣を要請したが、各国政府の反応は冷淡であった。旧政権の武装解除による難民キャンプの治安維持は、軍隊にとっても警察官にとっても困難な任務であり、率先してそのような活動の責任を負いたがる国はなかったのである。とはいえアメリカをはじめとする大国は、難民キャンプへの物資輸送の支援などの人道援助にはかなり大規模な関与を行った。ザイールのゴマ周辺の難民キャンプだけで1994年には3万人がコレラの蔓延や劣悪な衛生環境によって死亡したが (Borton [2001: 95])、放置できないと考えたアメリカは、ルワンダ国内やウガンダに軍を展開して援助活動にあたり、1994年4月から12月の間に、14億ドルを支出した (85%が政府支出、15%が民間) (Borton [2001: 76])。1994年以降の2年間、難民キャンプへの国際援助額は、ルワンダ国内の虐殺「生存者」や、ザイールやタンザニアの地元住民への援助額と比べて圧倒的に大きかった (Anderson [1999: 47])。つまりキャンプ内の秩序維持のために自国の要員を危険にさらす意思をもつ国はなかったが、各国とも大々的な人道援助への関与を国際的にアピールする動機はもっていたわけである。残留 NGO

もまた、国際的な関心を集めた難民キャンプで大々的な活動を維持することは、ドナーとの関係において重要なことであった。

ルワンダ大統領のポール・カガメは、後に次のように述べた。

「われわれはこれらのキャンプを実際に支えていた人々を糾弾しはじめるべきだと思う。これらのキャンプで1日100万ドルを使い、武装集団の組織化を助け、難民を軍隊化した人々を。結局難民たちが戦闘に巻き込まれ、死ぬとすれば、それはルワンダやコンゴや同盟軍などよりも、これらの人々のせいなのだ。」(Terry [2002: 192] より引用)

ルワンダ難民キャンプの例が示すのは、人道援助が平和の阻害要因になりうる、困難な状況である。しかもそのような状況はしばしば、援助団体の配慮や調整によって是正できるようなものではなく、大きな政治的構造を変更しなければ直すことができないようなものである。人道援助団体に、武装勢力の武装解除ができるはずはない（もっとも国連平和維持軍などであっても簡単にできるわけではない）。したがって状況の改善には大国の政治的意思が必要になるのだが、そこにはさまざまな政治的判断・関心が介在してくることになる。

人間の安全保障の観点からすれば、周辺国に流出したルワンダ難民を放置することはできず、援助しつづけなければならない。しかし援助活動が虐殺の実行者を含む武装勢力を強化していることに等しく、将来の武力紛争の激化を準備していることに等しいとすれば、そのような援助には平和構築の観点からは否定的な評価を与えざるをえない。人道援助を主要な目的とする人道援助団体の間でさえこのジレンマは強く感じられ、上述したようにいくつかの団体は平和構築への否定的な影響の大きさを考慮して人道援助を打ち切るという決定を下した。状況を打開する手段をもちえないまま、望ましくない援助を続けるか、あるいは援助を停止するかを決めなければならないのは、人道援助団体にとっては最悪のシナリオだといえよう。本来であれば平和への阻害要因は、国連安保理によって対応策が協議され、各国政府の政治的努力によって除去されるべきものである。しかしそれもまた簡単になすことが



できないとすれば、人間の安全保障と平和構築のニーズは対立しつづけることになるのである。

次節でみるように、結局このルワンダ難民キャンプの窮状を終わらせたのは、政治的な動機をもったルワンダ政府とその同盟反乱軍の軍事行動であった。その際に多くの非武装の難民の犠牲も出た。したがってそれは人間の安全保障の観点からは悲しむべき事態であった。しかし介入を控えていた各国が軍事攻撃を容認したのは、強制的手段の行使は人道的に問題があるが、その一方でキャンプの閉鎖と難民帰還は地域の安定の観点からはできるだけ早く実行しなければならない、という見方をもっていたからだともいえる。難民キャンプに残っていた国際機関や NGO は、援助がもたらすジレンマに対する満足のできる解決策を見いだすことができないまま、援助対象の消滅という事態の変化によって活動を終了していったのである。つまり人間の安全保障の要請と平和構築の要請の衝突という事態に直面して、明確な打開策を打ち出すことがないまま、問題は先送りにされ、その結果、新たな犠牲者が生まれつづけたのである。

このルワンダの事例が導き出した教訓は、本来は平和構築を一体不可分のものとして含みこんでいるはずの人間の安全保障の追求は、総合的な調整策が施されなければ、容易に偏ったものになってしまうということであった。つまり人間の安全保障の追求は、常に平和構築の観点から精査され、平和構築の観点から必要な措置を施す努力を伴っていないければ、単に部分的な支援にとどまってしまうだけでなく、平和構築と相互補完的な関係をとることができなくなるということであった。

この教訓を新たな危機への対処においてどう生かしていくかは、ルワンダの内戦が飛び火する形で広がったコンゴ民主共和国における「内戦」において、即座に試されることになった。そこで次節からは、包括的な目標としての人間の安全保障の追求と、そこにおいて部分的ではあるが不可欠なものとして位置づけられるはずの平和構築活動が、国際社会のコンゴ民主共和国の「内戦」への対応において、どのような関係をとっていったのかをさらに検

討していくことにする。

### 第3節 コンゴ民主共和国における「内戦」の推移と背景

#### 1. 第一次内戦

コンゴ民主共和国の「内戦」は、大虐殺後のルワンダの状況が飛び火する形で始まった。まず大量のルワンダ難民たちに帰還のめどが立たない状況のなかで、ザイル（当時）国内で反ルワンダ人の動きが高まっていった。1996年9月には、ザイル議会難民・避難民委員会が、ルワンダとブルンディが東部ザイルを含む「トゥチランド」の創設に動いていると糾弾する内容の報告書を出し、さらにザイルからルワンダ人を無条件に追放することを提言した（Carayannis and Weiss [2003: 259]）。この提言を受けてモブツ政権による何らかの行動が予測されるなか、東部ザイルのルワンダ系住民バニヤムレンゲ民族集団の反乱軍「コンゴ解放民主勢力連合」（Alliance of Democratic Forces for the Liberation of Zaire-Congo: ADFL）が、いわばある種の「先制攻撃」の形で、武装蜂起した。この軍事作戦は、実際にはほとんどルワンダ軍によって遂行されたので、国際法違反の疑いの強いものであった。しかし旧政権側勢力に支配された難民キャンプの長期化を、アメリカを中心とする諸国は望んでいなかったため、この攻撃は事実上黙認された（Waters [2001: 7-8]）。国連安全保障理事会は、1996年10月の決議1078によって、東部ザイルに多国籍軍を展開させることを加盟国に要請し、カナダが派兵の意思を示した。あくまでも人道援助活動を保護し、難民のルワンダへの避難路を確保するための兵力展開案であった。しかし実際には、先に難民キャンプが崩壊したため、この多国籍軍は実現しなかった（Jones [2001: 148-149]）。100万人の難民のうち65万人ほどはルワンダに帰還した。当初帰還していない難民がどの程度存在しているのか不明だったが、現在では残りの35万人ほ

どの難民のほとんどは、暴力、飢餓、病気によって死亡したと考えられている (Waters [2001: 150], Terry [2002: 191-192])。

このバニヤムレンゲによる武装蜂起は、難民キャンプの席卷だけで終わることはなく、約1カ月のうちにローラン＝デジレ・カビラ (Laurent Desire Kabila) を議長とする ADFL は、首都キンシャサを目指すことになる。ADFL の能力は限られていたが、ルワンダと同様にモブツ政権に反発していたウガンダとアンゴラの軍隊が、この軍事作戦に加わるようになった。こうして武装蜂起から半年余り後の1997年5月には、ADFL 側がモブツ政権を打倒することに成功した。なおこの「第一次内戦」の過程で起こった多くのザイル内のフトゥ系ルワンダ人の虐殺は、ほとんどの場合ルワンダ軍によるものだったと考えられている。

## 2. 第二次内戦

ルワンダ軍、ウガンダ軍は、ADFL がキンシャサを制圧してからもなお、東部地帯の主要地点を継続して占拠しつづけた。大統領となったカビラが国境地帯の武装解除問題に真剣に取り組まず、自らの出身部族を登用して独立性の高い政権を作ろうとする動きをみせると、カビラを牽制するかのようになり、ルワンダのカガメ大統領は『ワシントン・ポスト』誌のインタビューでモブツを打倒したのは自国軍であると主張し、武装蜂起は「革命」だったとのカビラの主張に対抗した。カビラの側も公然とルワンダを警戒しはじめ、モブツ政権時代のように反トウチ系コンゴ人運動を開始するとともに、ルワンダとの軍事協力関係を打ち切り、さらにルワンダ軍のコンゴ民主共和国からの撤退を要求した (Carayannis and Weiss [2003: 270])。

このような情勢のなかで1998年8月にルワンダとウガンダの支援を受けた集団が武装蜂起し、「第二次内戦」が勃発した。これに呼応して、かつてのモブツ派と反モブツ派の政治家の結集体というべき「民主主義コンゴ会議」(Rassemblement Congolais pour la Démocratie: RCD) が、東部コンゴに登場する

図1 コンゴ民主共和国概要図（2005年現在）



(出所) 筆者作成。

ことになった。一方、カビラ側は反トウチ系住民の運動を強化して、ルワンダ側に圧力をかけた。ジンバブエ、アンゴラ、ナミビア、チャドは、カビラ政権側に立って軍事介入した（スーダンとリビアは軍事訓練・財政支援）。さらにカビラは、旧ルワンダ政権派（Interahamwe/ex-FAR: ALIR）や東部コンゴの反RCDまたは反ルワンダ・ウガンダの諸武装勢力からなる「Mai Mai」と連

携した。ルワンダ軍の側では、旧モブツ政権の兵士1万人以上を「再教育」して反カビラ勢力に編入する方法もとり、戦争は拡大した（Carayannis and Weiss [2003: 271]）。

戦争の構図がさらに複雑化するのには1999年の初頭である。東部コンゴの資源配分をめぐる対立などから、反カビラ勢力のルワンダとウガンダの関係が悪化し、東部コンゴにウガンダの支援を受けた反カビラ勢力「コンゴ解放運動」（Mouvement pour la Libération du Congo: MLC）が登場した。またRCDは内紛で、ウガンダの支援を受けるRCD-ML（Mouvement du Libération）と、ルワンダの支援を受けるRCD-Gomaに分裂してしまった。こうした情勢のなか、カビラ政権は1999年4月のリビアにおける会談で、ウガンダ政府との間で限定的な停戦合意を結ぶことに成功し、これに対応してチャドが撤退することを決めた。

### 3. ルサカ停戦合意

1999年7月になると、国連、アメリカ、欧州連合（European Union: EU）、アフリカ統一機構（Organization of African Unity: OAU）などの圧力で、ほとんどの紛争当事者が参加して、ザンビアの首都ルサカで停戦合意が成立し、ついに凄惨な戦争が収束に向かう方向性が示されることになった。停戦合意の調印者たちは、コンゴ民主共和国の主権と領土の一体性を確認し、停戦、国民的対話、統一軍の形成をうたった。あわせて国連に平和維持・執行部隊の展開を要請し、停戦枠組みの国際的な強化策を求めた。なお翌8月には、ルサカ停戦合意に参加していなかったMLCとRCDも停戦合意に署名することになった。ただし依然としてMai Mai勢力は合意の枠組みに不参加のままとなり、これが後の和平プロセスの停滞の原因となる。

ルサカ停戦合意の調印を受けて、国連安全保障理事会は、8月に決議1258を採択して、90人の軍事要員を派遣し、ルサカ停戦合意によって停戦監視の任務を与えられた共同軍事委員会（Joint Military Commission: JMC）を補佐

することを決めた。そして11月には国連安保理決議1279によって国連コンゴ民主共和国ミッション（United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo: MONUC）が設立されることが決まり、500人の軍事監視員が追加されることになった。さらに翌2000年の2月には、国連安保理決議1291によって、5000人程度の兵力の派遣が決定された。ただし実際にこの定員が充足されるまでには、数年が費やされることになる。決議1291は、憲章第7章に言及したが、実際のマンデートは国連要員・援助関係者・周辺にいるコンゴ人の保護などに限定されていた。またMONUCの主目的は、停戦合意履行の監視に限定され、安保理内の協議の過程で、アメリカが兵士数を制限するように働きかけた。さらに情勢を複雑にしたのは、カビラ政権が欧米諸国への不信をもっていたため、兵力派遣国が「南」側諸国であることを要請したことであった（Carayannis and Weiss [2003: 280]）。

#### 4. カビラ暗殺以後

MONUCが設立されても、JMCをめぐる論争や、MLCの撤退拒否などで停戦合意履行プロセスは遅延しつづけた。2000年6月になると、キサンガニでルワンダ軍とウガンダ軍が衝突し、市民数千人が犠牲になるという事件が起きた。ところが2001年1月に大統領ローラン・カビラが暗殺され、息子のジョゼフ・カビラ（Joseph Kabila）が大統領に就任するという事件が起きると、コンゴ民主共和国の政治情勢も新しい展開をみせはじめる。まず5月にルサカ停戦合意の当事者が再びルサカに集まり、「基本原則についての宣言」に調印した。8月にはルサカ停戦合意当事者と非暴力政党および市民団体がボツワナのカボロネに集まって、コンゴ人への対話の準備会合が開かれた。10月にはエチオピアのアディス・アベバで「コンゴ国民対話」が開催されることになった。ただし330人の予定だった参加者は予算の制約で80人に減少していた。またカビラ政権代表がMai Maiの参加を要求したが、他の参加者がルサカ停戦合意の当事者への限定を主張したため、カビラ政権代表が3日

で退席するという結末に終わった。

しかし和平プロセス進展に向けた動きも継続し、2001年11月にロンドンでルワンダとウガンダの大統領の会談が開催されるという進展もみられた。同年12月にはナイジェリアがホストとなって「国民対話」準備会合が開かれ、Mai Mai 問題での妥協案が模索された。そして2002年2月にもジュネーブで「国民対話」準備会合が開かれ、RCD が Mai Mai 招致に反対して退席するという結果をもたらした。同じ月に南アフリカのサン・シティで「コンゴ国民対話」が52日間開催されたが、ここでも全体合意は見送られた。カビラ政権と MLC の間では権力分有について合意がなされたが、RCD-Goma が拒絶したのであった。

包括的な和平プロセスが停滞するなか、カビラ政権は二国間関係の進展によっても、和平の機運を高めようとした。2002年7月には、カビラ政権とルワンダ政府が、コンゴ民主共和国内のフトゥ系の軍事勢力の掃討と引き換えにルワンダ軍を撤退させることに合意した。その後の実際の撤退にともなって、ジンバブエ、アンゴラ、ナミビアも撤退した。9月には、カビラ政権とウガンダ政府が、ウガンダ軍の撤退について合意した。ただし8月に RCD-ML から6月に分派した「コンゴ愛国連合」(Union of Congolese Patriots: UPC) (ヘマ中心) が、イトゥリ地方の中心部ブニアを制圧、レンドゥや他地域出身者を虐殺し、その後はレンドゥからのヘマへの報復が行われるという事件が起こっていたため、カビラ政権はウガンダとの間で特別に「イトゥリ平和委員会」の設置を決めた。ところがこれは事実上のウガンダの勢力温存策であるとして反発したルワンダと UPC は急速に接近して、ウガンダと対立していくのであった。

2002年12月には、統一中央政府を作るために重要な権力分有の案を示す「プレトリア合意」が成立した。カビラを大統領としたまま4人の副大統領職(大統領支持派、野党勢力、RCD-Goma, MLC)を作り、さらに武装勢力への19を含む35の大臣職が分配されることになった。このプレトリア合意にしたがって、翌2003年6月にカビラ大統領は各派から閣僚を指名し、「移行政

権」を成立させる（武内 [2003]）。

## 5. 東部地域の不安定

ただし新しい紛争の要因も起こりつづけた。2003年3月には、ルワンダ政府と近い関係を得たUPCをウガンダ軍が攻撃し、ブニアから放逐するという事件が起こった。これに対して国連はウガンダ軍の撤退を求めたが、それが5月に実現すると一種の力の空白状態がこの地域に生まれ、UPCが再度ブニアを制圧することになった。そこで緊急に国連安保理決議によって授權されたフランスを中心とするEU指揮下の部隊が5月から9月までの任期でブニアに派遣され、6月以降に武装解除を実施した。

さらに新しい事件は、2004年になって起こった。2月に第10軍管区副司令官ムテブシ（元RCD-Goma）が、ローラン・カビラ前大統領暗殺に関与したとされるRCD-Gomaの幹部を逮捕して移送したことに反発し、司令官部隊を攻撃したのである。これによってムテブシは副司令官の職を解かれたが、反発したムテブシは5月になると指揮下の武装勢力を蜂起させ、北キヴからンクンダ将軍の援軍を得て、軍事攻勢をかけた。ムテブシの勢力は、6月2日に南北キヴ地方の中心都市ブカヴを制圧した。同月9日には撤退したが、カビラ政権は背後のルワンダを非難するとともに、東部に1万人規模の部隊を派遣することを決めた。カビラ政権とルワンダ政府軍との間のさらなる全面对決の恐れは、25日にルワンダのカガメとカビラが緊張緩和のためナイジェリアで会談したことによって回避され、翌2004年9月にはコンゴ民主共和国とルワンダによって「共同監視委員会」（Joint Verification Commission: JVC）が設立され、国境地帯の監視を開始する準備が始められたが、コンゴ東部地域の不安定を解消するまでには至らなかった（武内 [2004], UN News [2004a]）。その後もルワンダは依然として越境して武力行動をとる威嚇を繰り返したりしている（UN News [2004e], IRIN [2004e]）。こうした動きに対応するかのようになり、MONUCは2005年7月になると、コンゴ民主共和国国内でルワンダか



らのフトゥ系武装勢力を追跡する作戦を大々的に開始した(UN News[2005d])。

2004年7月には、イトゥリ地方において、民族主義・統合主義戦線 (Front des Nationalistes et Intégrationnistes: FNI) とコンゴ民主共和国軍が衝突して、被害者・避難民を多数出すという事件が起きた。また8月にはブルンディに逃れていたバニヤムレンゲのコンゴ難民160人が虐殺されるという事件も起きた。これを受けて即座にRCD-Gomaが移行政権から離脱したが、1週間ほどで復帰した。その後も東部地域では武装集団による衝突が相次ぎ(UN News [2004f])、2005年になってから8万人以上とされる難民・国内避難民が生まれるにいたった。そこで大規模な緊急援助が必要となり、国連機関やNGOが迅速に展開し、援助活動にあたった(IRIN [2005a])。ところが2005年2月27日にパトロール中のMONUC平和維持軍が武装勢力に攻撃され、バングラデシュ兵9人が殺害されるという事件が起こり、援助活動は停止に追い込まれた(IRIN [2005b])<sup>5)</sup>。キンシャサの中央政府は、すぐさまFNIの指導者層を逮捕した(IRIN [2005c])。MONUCの平和維持軍は軍事攻勢に転じて、ブニア北東30キロメートルの地点でのパキスタン軍による交戦によって、武装勢力50人を殺害するにいたった(IRIN [2005d])。そうした混乱状況のなかで、衛生状況は悪化の一途をたどり、民間人の犠牲者が増えつづけたため、国境なき医師団のような援助NGOから活動再開に踏み切っていった(IRIN [2005e])。しかし混乱が続く治安状況は援助活動の大きな阻害要因であり、MONUCを率いるスウィング国連事務総長特別代表は、3月末日を期限とする武装解除の最後通告を武装勢力に対して行った(IRIN [2005f])。実際に4月になると、中央政府は東部地域への軍事展開を強め、武装解除に応じないことを理由として、武装勢力の指導者層の逮捕を行いはじめた(IRIN [2005g])。平和維持部隊およびコンゴ民主共和国軍と武装勢力要員との交戦によって、いずれの側にもさらなる犠牲者が生まれることとなった(IRIN [2005h] [2005i], UN News [2005a] [2005b])。

このようにコンゴ民主共和国における政治情勢の見通しは、依然として不明瞭なままである。ただ不十分ではあるが一定程度の政治プロセスの進展を

うけて、2005年になって国連を中心とする国際社会のアクターがかつてない程度の強硬手段をとりはじめていることを、新しい傾向としてみることはできる。このことについて、さらに次節で検討を加えてみたい。

#### 第4節 コンゴ民主共和国に対する国際社会の対応

コンゴ民主共和国における「内戦」に関して目を引くのは、問題の深刻度に対する国際社会の関与の不足である。実際のところ、世界的に大きな注目を集めた1994年大虐殺後のルワンダ難民の事例とは大きく異なり、コンゴ民主共和国にはきわめて限定的な国際的関心しか向けられていない。ただし武力紛争の解決に尽力してきた国連をはじめとする国際社会の努力が単に過少なものであったと断定するのも、必ずしも正しい態度だとはいえないだろう。コンゴ民主共和国に投入した平和維持活動要員の数や資金の額は、確かに際立ったものではないにせよ、決して著しく低いものでもない。コンゴ民主共和国は約5400万人の人口をもち、国土の広さは226万7000平方キロメートルに及ぶ。武力勢力による騒乱が止むことがない東部地域だけに限ってみても、ほとんどフランス一国と同じ程度の広さをもっている。しかも地域の政治情勢は、きわめて複雑である。1998年以後だけでも、飢餓や伝染病の蔓延などの間接的な被害による犠牲者も含めれば、380万人ともいわれる数の人々が犠牲になったといわれている（USIP [2005]）。このような異常な深刻度をもつ問題を国際社会が即座に解決するためには、非現実的なまでに高いレベルの関与が必要になると想定される。もちろんそれでも、少なくとも現実的な範囲内で十分な努力が払われたのかについての検討がなされるべきであることはいうまでもない。しかし究極的には、コンゴ民主共和国における国際社会の関与は、常に必然的に過少なものとならざるをえない宿命をもっているといえる。

コンゴ民主共和国の問題は、2万4700平方キロメートルの国土から流出し

て、周辺諸国の限られた数の難民キャンプに収容された1994年以降のルワンダ難民の場合とは、異なる事情をもつ。望ましいことであったかどうかは別にして、コンゴ民主共和国では、突出して際立った人道援助も、突出して際立った平和活動も、展開されることはなかった。状況の深刻さに圧倒されながらも、なしうるかぎりの努力が随時なされてきたのが、コンゴ民主共和国への国際社会の関与の実情である。

本節では、そのような国際社会の関与のあり方を「漸進的アプローチ」として特徴づけてみる。それは限定的な関与を継続しながら、事態が少しずつ好転することを期待し、進展に応じて新しい対応策を実施する、という態度である。このようなアプローチの利点は、第1には、バランスのとれた総合的な方策をとることが目指されるため、ルワンダ難民の場合のように突出した人道援助を中心とする人間の安全保障策が、平和構築のプロセスと齟齬をきたす恐れが少なくなることである。第2に、現地社会の関与を段階的に促進することができるため、国際社会の介入による反発を抑えることが期待できる。しかし「漸進的アプローチ」は、国際社会の対応が常に不足したものであることを当然視しているという点で、大きな問題をはらんでもいる。

したがってここで問題となるのは、限られた資源で多岐にわたる深刻な諸問題に直面したときに、国際社会がどのような「漸進的アプローチ」の見通しを立てながら人間の安全保障を進展させる総合的戦略を実施してきたか、である。そして本章の中心的課題である平和構築に焦点をあててみたときに、そのような状況における総合的な人間の安全保障策のなかで、平和構築がどのように位置づけられ、戦略的に遂行されるべきなのか、である。

コンゴ民主共和国における武力紛争に際しての国際社会の従来への対応は、今日のアフリカでよくみられるパターンを示すものである。国際社会全般の関心が低いため、相当程度に悪化するまで武力紛争に大々的な対策が施されることはない。周辺国が紛争当事者に関与しているために、地域組織が調停なり平和維持活動なりに乗り出すが、地域組織の信頼性自体が高くなかったり、十分な実力をもっていなかったりする。そこで国連を中心とする地域外

のアクターの関与が要請されるが、必要な資源が投入されることは稀である。欧米諸国の政府は一定程度の外交努力は施し、国連安全保障理事会は決議を定期的に採択するが、実効性のある措置がとられることはない。しかしそれでも国連が関与を避ける姿勢をみせるわけにはいかず、不十分な体制で国連ミッションが深刻な武力紛争に対応していくことになる。

コンゴ民主共和国の場合も、OAU（2002年7月からアフリカ連合〈African Union: AU〉）や南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community: SADC）が関与の姿勢をみせたものの、事実上の紛争当事者になっている諸国の数の多さや問題の深刻さから、大規模な国連ミッションが要請された。しかし国連安全保障理事会はその要請に対応する姿勢はみせながらも、紛争の深刻度や被害を受けている地域の広さに見合ったレベルでの関与をしようとはしなかった。実際のところ常任理事国を中心とする諸国は、外交努力は行いつつも、現在でも自国の要員を大々的に派遣しようとはしていない。

国連は「第二次内戦」が勃発する1998年に、東部コンゴにおける深刻な人権侵害について懸念を表明し、6月には事務総長による調査の報告書も安全保障理事会に提出された。報告書はコンゴ民主共和国政府による調査の妨害に抗議しつつ、ザイル時代からの軍隊による人権侵害とともに、「第一次内戦」中のADFLによる人権侵害および国際人道法違反行為を告発した（UN [1998a]）。コンゴ民主共和国政府とルワンダ政府は、すぐに調査の結果を受け止めて戦争犯罪人を処罰することを表明し、安全保障理事会もそれを促した（UN [1998b]）。だが実際にはその直後の1998年8月に「第二次内戦」が勃発してしまったわけである。安全保障理事会はすぐにこの武力紛争が「地域の平和と安全の脅威」であることを表明し（UN [1998c]）、さらに領土不可侵の原則を強調して名指しこそ避けたものの外国軍の撤退を求め、コンゴ民主共和国内では全国的な和解のプロセスを開始することを促した（UN [1998d]）。アナン事務総長は、1999年4月に元セネガル首相であるムスタファ・ニアセ（Moustapha Niassé）をコンゴ民主共和国担当の特使に任命し、紛争の調停にあたらせた（UN [1999a]）。それに続いて安保理も決議1234によ

って、停戦と外国軍の撤退を求めるとともに、大湖地域全体の安定を主題にした国際会議の開催を呼びかけた (UN [1999b])。1999年7月にルサカで停戦合意が結ばれると、安保理はすぐに決議1258を採択して、90人の軍事リエゾン要員を、他の文民職員とあわせて派遣することを決めた (UN [1999e])。そして11月の決議1279で、すでに派遣されていた要員によって構成される MONUC の設立を決めた (UN [1999f])。

1999年7月10日のルサカ停戦合意は、国連に、JMC および OAU と共同しての停戦監視、人道援助活動の継続、武器の回収、外国軍撤退の監視、などを行うことを求めた。さらにルサカ停戦合意は、「平和執行」活動として、武装勢力の非武装化、戦争犯罪人の調査、虐殺実行者のルワンダ国際刑事裁判所への移送、などを行うことを国連に求めた (UN [1999d])。アナン事務総長はこれを受けて、1999年7月15日の報告書において、まず90人の軍事要員を送り、その後500人の軍事監視員を派遣することを勧告した (UN [1999c])。さらに事務総長は、1999年11月には事務総長特別代表として、カメル・モルジェイン (Kamel Morjane) を指名した。

2000年2月には安保理は、500人の軍事監視要員を含む5537人の兵力を派遣することを決めた。MONUC の主な任務は、停戦合意に定められた停戦監視であり、付随的に人道援助や地雷除去に関するマンデートも与えられた。唯一 MONUC が憲章第7章の強制措置の権限を与えられたのは、国連やJMCの要員や施設を守り、直接的な物理的暴力にさらされている市民を守るために必要な措置をとることであった。つまり逆にいえば、MONUC は武装解除や戦争犯罪人の拘束などに関しては、憲章第7章の権限を与えられなかった。それらについては、停戦合意当事者に要請がなされたにすぎなかったのである (UN [2000b])。

その後安保理は、2000年6月の決議1304、2001年2月の決議1341、同年6月の決議1355などで、憲章第7章の権威を発動して、ルワンダ軍とウガンダ軍の撤退を求め、それを監視する MONUC の役割を強調した。しかし MONUC の規模が拡大したわけではなく、強制的に撤退を促す役割が与えら

れたわけでもない。憲章第7章は、単に撤退を求める声を大きくするだけの効果しかもたされなかったともいえるだろう (UN [2000d] [2001a] [2001e])。安保理はルワンダ政府とウガンダ政府に対してだけでなく、RCD や RCD-Goma の活動の停止を求める決議を連発した (UN [2001f] [2002b])。しかし依然として MONUC が「必要な措置」をとることができるのは、国連および JMC の要員や施設の保護、要員の自由な移動の保障、物理的暴力の直接的脅威にさらされている市民の保護の場合に限られていた (UN [2002c])。また2001年にはコンゴ民主共和国における天然資源の違法収奪に関する報告書が提出された (UN [2001c])。安保理もこれに注意を払ったが、しかし必ずしも問題解決に十分な措置をとろうとはしなかった。

徐々に変化がみられるようになったのは、2003年以降のことである。2003年5月にブニアで危機が訪れた際に、国連安保理は憲章第7章を発動して、暫定緊急多国籍軍 (Interim Emergency Multinational Force) に、「あらゆる必要な手段」を行使して治安維持任務にあたる権限を与えた (UN [2003c])。多国籍軍の展開が一定の安定化につながったところで、安保理は決議1493によって、国連加盟国にキヴヤイトゥリ地方で活動する武装勢力への武器禁輸を採択した (UN [2003d])。この多国籍軍が2003年9月に撤退するまでにもたらした効果が、MONUC にも影響を与えたのであった。

2004年3月の決議1533によって、ついに安保理は憲章第7章の権威に基づいて、MONUC に武装勢力の武器回収を行う権限を与えた (UN [2004e])。さらに安保理は、武器流入の経路を検証するための専門家集団の活動を、憲章第7章を発動して権威づけた (UN [2004g])。安保理はその後2004年10月に、決議1565で MONUC 兵力定員数を1万7175人に引き上げるとともに、停戦監視、禁輸監視、武器回収などのマンダートの遂行にあたっては、憲章第7章のもとに「あらゆる必要な手段」をとることが可能であることを明確にした。さらに MONUC に、立法、安全保障、治安維持部門の改革 (security sector reform: SSR)、および選挙過程などに関して、国民統一政府に助言と支援を提供するマンダートも与えた (UN [2004i])。2005年3月の安保理決議

1592は、MONUC に対して、決議1565で与えられている強制措置の権限を十分に活用することを促した。そして市民への攻撃を防ぎ、不法な武装勢力の軍事力を削ぐために、MONUC が強制的な搜索活動を行うことができることを強調した (UN [2005b])。この決議1565が、採択直前に起こった国連平和維持軍に対する攻撃と、その後の平和維持軍による武装勢力への攻撃という状況を受けたものであることは、いうまでもないことであろう。

国連を中心とする国際社会のアクターは、当初停戦合意の調停と、当事者による合意内容履行の監視、および人道支援と人権侵害の調査などに力点をおいてきた。1999年ルサカ停戦合意の締結が必ずしも安定した平和をもたらすほどの効果をもっていなかったことが明らかになり、国連は安保理決議で定められた数の要員の展開にさえ慎重な姿勢をみせた。漸次的に増員していくという計画は、国連要員の安全を確保するとともに、現地の敵対勢力の停戦意思を促すためのものであると説明された (UN [2001b: 10])。そうした慎重な態度の背景には、2000年にシエラレオネで起こった、武装勢力による多数の国連平和維持部隊要員の拘束という危機を反映した、政策配慮があった (UN [2001d: 9])。ただしキンシャサで大統領が息子のカピラに代わってからは、MONUC の活動内容も次第に広がっていき、行政機構の改革にまで踏み込むようになっていくという漸進的な変化もみられるようになったのである。

このようなレベルで採用されていた「漸進的アプローチ」は、2003年における「移行政権」の成立と、東部地域の新たな混乱を受けて、新しい段階に入る。つまり将来の統一政権の基盤としての「移行政権」の成立によって、国際社会の側は、正当性をもつ政治プロセスと、正当性をもたない武装勢力の活動とを、明確に区分するようになった。しかも「移行政権」に働きかけて、武装解除や治安維持への協力を求めることができるようになった。東部地域の混乱は、まさにそうした守るべき正当な政治プロセスに対する非合法武装勢力の挑戦として、捉えることができるものであった。そこで国連は、より強硬な手段をとってでも事態の進展を図っていくべき歴史的な機会があると判断し、兵力を増強し、強制措置の権限も付与していったわけである。

コンゴ民主共和国における国際社会の平和のための努力には、現在1万7000人にまで増加した兵力の定員数<sup>(6)</sup>や、広範囲なマンデート、部分的ではあったがEUによる域外平和維持活動など、新しい特徴を示す面がいくつかみられる。また2004年7月からのMONUCの年間予算は約10億ドルとなっており、国連PKO（平和維持活動）ミッションのなかでも最大規模である。少なくとも現在のレベルのMONUCをもって、国際社会の努力が足りないとは簡単にはいえることはできない。むしろこれまでの「漸進的アプローチ」の延長線上ではあるが、歴史的な機会を逸することがないように、関与を深めているのが、現在の状況だということができる。

しかし依然として欧米諸国の実質的な関与がなく、平和維持軍が戦争当事者に対する抑止効果を何ら働かせることができていない点で、MONUCは古くから存在する国連平和維持活動の限界をみせつづけてしまっている。コフィ・アナン事務総長は、決議1565の採択前に、MONUCの兵員数を2万3000人に増加させることを提案していたが、この提案数は安保理によって大幅に縮減されてしまった。コンゴ民主共和国の場合にも、「内政問題」への国際社会の関心によって動かされているという点で、冷戦後時代の「介入主義」の高まりの影響をみることができる<sup>(7)</sup>。しかし徹底的な介入政策がとられていないために、介入主義は事態を打開するための実際の力を発揮することができないのである。

ポスト冷戦時代の介入主義の高まりを主導してきたアメリカは、アフリカ大陸に限っていえば、1993年にソマリアから撤退して以来、軍事行動を控えてきている。もっともそれは全面的な無関心ではない。1993年以降、アメリカは、アフリカ諸国の平和維持部隊の能力強化を支援してきている。アフリカ大陸の安全保障への関心は、「対テロ戦争」の世界的な広がりを受けて、近年になってむしろ高まってきているともいえる。アメリカはコンゴ民主共和国においても、安全保障理事会の調査団を率いたり、交渉の調停役などを務めたりして、和平に向けた一定の努力を払っている（UN News [2004b]）。2003年5月以来、コンゴ民主共和国に関する国連事務総長特別代表を務めて



いるのは、アメリカ人のウィリアム・スウィング (William Lacy Swing) である。ただしそうした努力は必ずしも閣僚級の関与によって推進されているわけではない<sup>(8)</sup>。新しい流れを支持する動きはアフリカにも存在しているのだが、しかしそれはアメリカなどの大国のコンゴ民主共和国に対する大々的かつ実質的な関与をもたらすほどにまでは強くないのである。

なおフランスはフランス語圏としての結びつきから、そしてアフリカ大陸におけるアメリカの影響力のかつてない範囲での拡大を警戒する動機から、1994年時にはルワンダの旧政権側を、1996年にはモブツ旧政権を、秘かに支援するという行動にでた。驚くべきことに、フランスはボスニア紛争が終結して NATO (北大西洋条約機構) 軍が平和維持軍として展開した時期に、セルビア人兵士をモブツ政権に斡旋することさえしていたのである (Carayannis and Weiss [2003: 261])。その一方で、アメリカは、ルワンダの現カガメ政権には軍事アドバイザーを送るなど、良好な関係を維持している。ルワンダのカガメ大統領は、ウガンダに亡命していた時代に、アメリカの士官学校に留学した経験をもつ人物である。なおルワンダは、2003年イラク戦争の際にもアメリカ支持を国連の安保理議場において公然と、強く、迅速に打ち出したわずかな国々のうちのひとつであった。

理論的な面からいうと、1996年のルワンダのザイール内難民キャンプ襲撃は「先制攻撃」以外の何ものでもなかったし、2004年現在再びルワンダ政府が越境攻撃を示唆しているのも「先制攻撃」論にほかならない。国連筋は、ルワンダは国際法を遵守しなければならないと警告しているが、安保理でアメリカが、そのようなルワンダの行動を、少なくとも国際法に反する行為として非難することはないだろう (IRIN [2004e])。

## 第5節 コンゴ民主共和国における主要な平和構築策

コンゴ民主共和国の「内戦」への対応においては、その紛争状況の複雑さ

や、規模の大きさから、国際社会は紛争当事者のイニシアティブを重視し、伝統的な停戦監視を主軸とする平和維持活動を展開してきている。ただし停戦合意締結を境にして、より積極的な平和構築活動が求められるようになってきている。その一例が、武装解除・動員解除・社会再統合（disarmament, demobilization, and reintegration: DDR）のプロセスである。

コンゴ民主共和国政府はかねてより、旧ザイル軍の兵士たちを武装解除させ、動員解除する計画をもっていた。第1段階で、子どもや障害者や年長者を優先して社会再統合を図り、第2段階で、元兵士の社会再統合が本格的に目指されることが当初から計画された（UN [2000a]）。2001年になると、ルサカ停戦合意の際に設立された閣僚級の政治委員会は、武装解除・動員解除・社会再統合・帰還・再定住（disarmament, demobilization, reintegration, repatriation, and resettlement: DDRRR）という概念を提示し、その実施の主要な責任を国連が負うことを提案した（UN [2001b: 7]）。しかしコンゴ民主共和国の紛争に武力で介入することは得策ではなく、MONUCは平和執行部隊となるべきではない、というアナン事務総長の考えにしたがって漸次的な増員の準備をしていたMONUCには、武装解除に携わるための情報すら不足していた（UN [2001d: 15]）。

ユニセフは独自に子ども兵士の武装解除・動員解除・社会再統合支援プログラムを開始していたが、MONUCは2002年になってようやくDDRRR部を活動させはじめるようになった（UN [2002a: 9-11]）。計画では、コンゴ民主共和国政府が武装解除を行い、MONUCが動員解除および社会再統合策を施す予定であった。またUNHCRは元兵士の扶養家族の帰還を支援し、WHOが医療支援を行う計画であった（UN [2002d: 7]）。MONUCは2002年12月には北キヴのルベロに最初のDDRRRセンターを設置し、ルワンダ兵士の武装解除を進めた（UN [2003a: 6]）。ただし今日までの武装解除の進展は、必ずしも芳しいものではない。たとえばMONUCと国連開発計画（United Nations Development Program: UNDP）は、移行政府によるイトゥリ地方での1万5000人の兵士対象の武装解除・コミュニティ再統合のプログラムを支援したが、

実際に武装解除に応じたのは1500人にすぎなかった (UN [2004j: 3])。

MONUC はまた、2002年になると文民警察官による現地コンゴ警察官の訓練も始めたが (UN [2002e: 9])、さらに選挙支援、司法改革、安全保障・治安維持部門改革 (SSR) に乗り出すことになった (UN [2003b: 19-21])。SSR とは、警察や軍隊など、安全保障・治安維持に関する部門の改革を意味し、世界各地の平和構築活動において重要視されているものだが、2004年には MONUC も SSR を活動の支柱として位置づけるようになった。国連本部のイニシアティブとあわせて、MONUC は支援国との間の SSR に関する会合を開き、支援策の調整・充実を目指すようになったのである。そして MONUC は、SSR についての立案や調整を目的として、SSR 調整委員会 (Security Sector Reform Coordination Committee) を2004年7月に発足させた。委員会は、MONUC 関係者およびイギリス政府などから推薦された SSR の専門家などから構成されている (UN [2004h: 5])。

安保理は、決議1565で、移行政府による SSR を支援するために、政府と MONUC が共同で作る委員会の設立を認めた (UN [2004i])。そしてそれまで DDRRR と呼ばれていた武装解除関係の活動も、DDR とより一般的な表現で言い直されて、SSR のなかで位置づけられた (UN [2004f: 2-5])。SSR に関しては、とくにイギリス、フランス、南アフリカなどの政府が関心を示して MONUC との協力関係のもとで積極的な支援を行おうとしている。たとえばフランス政府は警察改革に関心を寄せ、500人の緊急介入警察 (Rapid Intervention Police) 部隊の訓練に乗り出している (UN [2004h: 4-6] [2004j: 11])。南アフリカは、ベルギーと共同で国軍改革支援を2004年末に開始している (UN [2004j: 6])。

注目すべきは、キンシャサで MONUC が移行政府要人を保護する目的で活動させた900人の軍事要員からなる「中立軍」(neutral force) が、段階的に EU によって訓練を施されたコンゴ民主共和国政府の警察機構に任務を移管しはじめていることである (UN [2004j: 10])。今後ますます MONUC の実際の活動と、行政機構への支援とを結びつけながら、現地政府の円滑な能力

強化につなげていく方策が求められていくことになるだろう。

このような最近の平和構築策は、2003年以降の国内政治情勢の進展を受けて、国際社会が「漸進的アプローチ」を2004年から2005年にかけて新しい段階に進めていった際の基盤になっている。国際社会が現実的に投下できる資源は、コンゴ民主共和国の状況においては常に過少なものでしかありえないことが「漸進的アプローチ」が採用されている理由であることは、すでに指摘したとおりである。そこで資源の効果的配分の観点から、とくに重要視されることになるのが、治安維持関係の分野における現地社会の能力の向上なのである。国際社会の関与の不足を完全に補うことはできないとしても、「漸進的アプローチ」に歩調を合わせて機能してくれる現地社会の組織的基盤が整って初めて、平和構築は段階的な進展を目指すことができる。逆にいえば、現地社会の能力向上の度合いに応じて、「漸進的アプローチ」の段階を進めていくことができるのである。つまり2004年以降に国際社会の平和構築の努力が新しい段階に入ったとすれば、それは現地社会の能力向上に一定程度の進展がみられると判断されたからにほかならない。

本節では、国際社会による平和構築活動として、停戦合意を裏づける形で、武装解除とそれにとまなう支援策が中心的な意味をもってきたことを確認した。そしてそこから発展する形で、安全保障・治安維持に関する部門の改革が、重要なものとして着目されるようになってきたことをみた。現在のコンゴ民主共和国は、紛争当事者間の信頼醸成を尊重しながら武装解除をできるかぎり進め、それを「法の支配」確立にかかわる、より踏み込んだ支援策につなげていく過程の最中にあるといえよう。いうまでもなく、近い将来に行われる国政選挙は、このような平和構築活動の進展の見通しについて大きな意味をもつことになる<sup>9)</sup>。果たして現地社会の側の能力向上が、国際社会の期待値にそうものであるのかどうか、あるいは現実の問題の深刻度に対応するために本当に意味をもつものであるのかどうかについては、さらに詳細で慎重な検討が必要になる。

## 第6節 「漸進的アプローチ」と人間の安全保障

前節でみたようなコンゴ民主共和国における国際社会の平和構築策は、安全保障・治安維持部門に焦点をあてることによって、紛争による一般市民への直接的被害を減らすことを第1の目的としたものだと考えることができる。人間の安全保障のいわゆる「恐怖からの自由」の目標を、国際社会が直接的に保障することができないとしても、少なくとも現地社会の関連部門への支援を充実させることによって、達成することを目指しているわけである。これは、国際社会が投入できる資源を勘案したうえで、それを現実的な範囲内で最大限に有効に活用しようとする方策だといえる。換言すれば、このような平和構築策こそが、コンゴ民主共和国でとられた人間の安全保障の「漸進的アプローチ」が要請した総合的な戦略の中核に位置するものであるといえる。応急措置的な対応を繰り返しながらも、現地社会の能力向上を前提にした平和構築の進展によって、人間の安全保障の進展を目指すのが、「漸進的アプローチ」の実際の姿なのであった。

ここでこの「漸進的アプローチ」をさらに検討するために、ここまでみてきたコンゴ民主共和国の「内戦」状況と、それに対する国際社会の態度を、もう一度人間の安全保障の観点から捉えなおしてみたい。そこで一般市民の保護と地域大の安全保障という二つの点について、さらなる注意を喚起することができると思われる。

第1に指摘しておかなければならないのは、これまでの国際社会のアプローチでは、一般市民の保護の問題が二次的なものとして扱われてしまうことである。「内戦」状況下では国家アクターではない当事者、つまり反政府武装集団などが主要なアクターとして認知されるが、そうした集団の意向に振り回されてしまうと、「人間」一人ひとりの安全の問題は軽視される、あるいは優先度が低くなってしまうことになる。結果として、間接的被害を含めて380万人といわれる犠牲者が生まれる事態が起こってしまったわけである。

紛争当事者の自発的な平和への意思に訴えるやり方が、長期的な平和構築にとって望ましいことについて、異論はないだろう。また限られた資源で平和構築活動を行う国際社会の側が、自らのマンデートが現実的なものであることを望むのは、当然だともいえる<sup>100</sup>。しかしそれは人間の安全保障の包括的な視点からすれば、必ずしも十分なものではない。紛争当事者の合意を重視する平和構築の手法からは、一般市民の保護策に力点をおいた戦略は生まれてこない。

残念ながら MONUC は依然として、一般市民の保護の戦略をなしとげる意思、能力、資質を欠いている。MONUC 要員自身による性的犯罪などによって失墜した権威は、まだ回復されていない (UN News [2004d])。2004年6月にルワンダが支援する反政府勢力の分派であるムテブシ元第10軍管区副司令官の勢力がブカヴを制圧した際、怒った民衆は首都キンシャサなどで国連施設を襲撃したりした (IRIN [2004b])。確かに国連に怒りの矛先を向けるのはお門違いであるし、国連が一般市民の安全保障について何もしていないわけではないこともいうまでもない (IRIN [2004a], UN News [2004c])。しかし紛争地帯で全く無力である国連の平和維持部隊に現地住民が苛立ちと軽蔑の視線を送るのは、過去にも多くの地域でみられてきたことである。

こうした事件を受けて、国連安全保障理事会はその後、より広範囲な憲章第7章で裏づけられた権限を MONUC に与えるようになり、MONUC は2004年後半からその活動を変化させてきた。大々的な介入による住民の保護に最大限の重心をおいた活動はその後の平和構築が基盤とすべき紛争当事者間の信頼性を失わせるのではないか、という危惧は、「移行政府」の誕生によってとりあえず理論的には過去のものとなった。協力すべき「移行政府」と、和平合意に反する武装勢力との峻別がより容易になった段階では、一般市民の保護は、ますます平和構築のプロセスの進展によって左右される度合いが大きくなったともいえるだろう。

2003年5月にブニアで新たな武力衝突が発生した際、治安維持を目的とするフランスを中心とした多国籍軍が例外的に派遣され、一定の成果をあげ

た。長期的で現地社会を信頼した能力強化策によって平和構築の道筋をつけるのがMONUCの役割だとすれば、これまではこのようにMONUCでは対応できない緊急事態には、別途個別的に編成される形態で対応するというやり方もありえた。しかしMONUCの兵力増強と、統一国軍・警察の整備への期待は、両者にかかる責任が将来はより重くなることを意味する。今やMONUC自体が緊急即応部隊の役割を果たし、現地の治安維持関係の組織が一般市民の保護の面においても主要な責任を担う道筋が確立されなければならない。つまり平和構築の成果こそが一般市民の保護の基盤となるということが、強く確認されなければならないのである。

コンゴ民主共和国における人間の安全保障政策は、一般市民の保護・人道支援の保障と、平和構築に向けた政治的プロセスの進展との両立が可能であり、必須であるとされるべき、重大な局面にさしかかっている。これまで国際社会がとってきた「漸進的アプローチ」は、多くの犠牲者を救うことができず、紛争の惨禍に翻弄されてきた。しかし今や人道支援と平和構築の両者が同時に改善されることが至上の命題とされる段階にいたって、「漸進的アプローチ」が、少なくとも歴史的な観点からであれば、一定の成果をあげたと評価されるかどうか問われる場面が近づいている。一般市民の犠牲の言い訳として、「漸進的アプローチ」が機能する段階は終わりつつある。総合的な人間の安全保障策のなかで位置づけられるべき平和構築の成果としての現地社会の能力強化によって、市民の保護の問題にも改善を図ることができるかどうか問われなければならない局面にさしかかっているのである。

しかし残念ながらこの第1点で指摘できることが、次の第2点によって重大な留保を迫られることも認めなければならない。つまり第2に強調しなければならないのは、コンゴ民主共和国での「内戦」問題は、地域の安全保障を主要な議題とするのでなければ、完全には解決しえないということである。すでに本章は第2節において、平和構築なき人間の安全保障だけが追求されたために1994年大虐殺後のルワンダ難民キャンプにおいて大きな矛盾が露呈したことを強調したが、同じ構造の問題は、依然として現在でも大湖地域に

残存している。地域レベルの平和構築を取り込んだ総合的な人間の安全保障策が進展するまでは、コンゴ民主共和国内の平和構築を通じた人間の安全保障は、脆弱なものにとどまりつづけることを、われわれは認識しておかなければならない。

コンゴ民主共和国の安定化は、そしてコンゴ民主共和国における人間の安全保障は、ルワンダの（およびその他の大湖地域諸国の）平和構築と、恐らくは両国の国内情勢にまで踏み込んだ平和構築の見通しと、切り離して考えることはできない（IRIN [2004c]）。そのことは早くから明らかであったために、コンゴ民主共和国の平和構築を大湖地域全体の平和構築に結びつけようとする動きはこれまでもあった（IRIN [2004d]）。しかし実はそれは、必ずしも目に見える形で本格的に追求されてきたわけではなかった。各国の複雑な思惑がからむために、地域大の平和構築のプロセスを始動させるのは、容易なことではない。しかしだからといってその必要性がなくなるわけでもない。

単なる一国の政府と反政府武装集団の間の闘争といった構図だけでコンゴ民主共和国の「内戦」を捉えることには、限界がある。既存の反政府勢力を和平合意に取り込むと、新たな武装集団が現れて再び内戦を激化させる、といった光景が繰り返されるのは、既存の国家の枠組み、あるいは政府と反政府勢力の間の単純な対立構造を超えた紛争要因があるからにほかならない。そうだとすれば平和構築の戦略もまた、単なる国家機構の再生だけに目を奪われるようなものであってはならない。MONUCが既定路線としている現地の移行政権の能力強化を通じた平和構築という方向性は、もちろん必要ではあるが、十分なものではない。なぜならそれではコンゴ民主共和国の「内戦」の国際的な性格に必ずしも十分に対応しきれないからである。

付記しておかなければならないのは、地域大の安全保障の模索にあたっては、アフリカ内の組織の関与も有益だが、しかしそれだけでは限界があるという点である。1995年のNATOによるボスニア紛争への軍事介入を大きな転機として、軍事面における国連の役割低下と地域組織（あるいは有志連合）の活発な関与は、過去10年の国際平和活動の大きな潮流となっている。



アフリカでも西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS), AU, SADC などの地域組織が、かつては考えられなかった意欲的な活動をみせている。しかしコンゴ民主共和国の周辺諸国のなかには、事実上、戦争の当事者である、あるいは当事者であった、と考えてよい存在が含まれている。周辺諸国を巻き込んだ地域的な平和構築の枠組みが、国連のような外部者によって調整されるのでなければ、コンゴ民主共和国の安定は望めないと考えるのは、妥当なことだと思われる (Carayannis and Weiss [2003: 255])。

## おわりに

平和構築は、人間の安全保障の一部として位置づけられるべき性格をもっている。しかしそれは意識的に取り込むのでなければ、他の人間の安全保障の措置と齟齬をきたすこともありうる。また逆に人間の安全保障から要請される他の措置によって、平和構築が阻害的な影響を受けることもある。

コンゴ民主共和国においては、漸進的な平和構築の見通しのなかで、人道的な惨禍も拡大してきた。大国の関与の欠如または不足が、そこで批判的に取り扱われるべきかもしれない。だが人道援助あるいは平和構築に携わる者にとってみれば、国際社会が投入できる資源を考えたとき、「漸進的アプローチ」はやむをえない態度であるといわざるをえないのかもしれない。また現在の国際社会が、現地社会の安全保障・治安維持部門に、支援を効果的に集中させていこうとしていることも、妥当であるといえるだろう。

「暴力を伴う紛争からの回復」が、「保護」と「能力強化」という二つの人間の安全保障の領域が密接に結びつく問題であることについては、人間の安全保障委員会の報告書からも読み取れる (人間の安全保障委員会 [2003: 109-129])。暴力から一般市民を「保護」することの必要性は、武力紛争が起こっている地域では必ず生じてくる。しかし国際社会の介入策によって

施される「保護」は一過性のものであり、現地社会のなかに「保護」を恒常的に行っていく体制が作られなければならない。つまり現地社会の「能力強化」によって、「保護」が施されていかなければならない。「保護」と「能力強化」を有機的に結びつけ、両者を円滑で調和のとれた方法で実施していくことこそが、人間の安全保障と呼ぶべきものなのだともいえよう。

少なくとも包括的な人間の安全保障の諸施策のなかで円滑に平和構築を達成していこうとするのであれば、安全保障・治安維持部門に力点をおいた「漸進的アプローチ」を、さらに広い文脈での人間の安全保障の目的に合致する総合的な施策によって追求していく態度が必要になる。あるいは緊急の突発事態に即応する態勢を別途準備しておくことなども求められる。つまり総合的な人間の安全保障の戦略が必要なのである。

個々の人間の「保護」を決して忘れることなく、そして地域大の情勢分析を欠かすことなく、「能力強化」による平和構築の包括的な戦略を練り上げ、実行に移していくことができるか。コンゴ民主共和国の事例は、きわめて困難な状況にあって、こうした原則的な見通しに立った人間の安全保障の一環としての平和構築の方法論について、われわれに真剣な考察をすることを求めている。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- (1) このような問題意識を明確化したものとして、篠田英朗・上杉勇司「序論」（篠田・上杉編 [2005]）。
- (2) 本章は、コンゴ民主共和国における武力紛争を「内戦」と括弧を付して表記している。コンゴ民主共和国における一連の武力紛争が、国家間紛争ではなく、一つの国家の国境内で起こっている紛争であるという意味で「内戦」である一方で、国外のアクターが多数関与している（武力行使のレベルおよび武器提供などの直接的な武力行使以外のレベルの双方で関与している）という意味で、単なる内戦ではないからである。
- (3) なぜならコンゴ民主共和国の「内戦」は、ルワンダにおける1994年大虐殺、あるいはそれ以前のルワンダ内戦をめぐる状況から発展し、複雑化したものだといえるからである。もちろんそれはコンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンディ、ウガンダなどの大湖地域諸国における混乱が、すべて相互に密接に

関連していることの結果でもある。

- (4) 平和構築に対する人間の安全保障の関係を、とくに平和構築と複雑な関係をもつ人間の安全保障における人道・開発援助に焦点をあてて検討したものとして、篠田英朗「武力紛争中・後における人間の安全保障措置—人道援助と平和構築の関係—」(篠田・上杉編 [2005])。
- (5) 前日の2月24日に MONUC の平和維持軍はコンゴ民主共和国軍と FNI の勢力に対して、強制的な武器搜索の作戦を遂行し、30人の FNI の武装要員を逮捕した。翌日の攻撃は、この MONUC の作戦に対する報復だと考えられている (UN [2005a: 4])。
- (6) MONUC は2004年10月の国連安保理決議1565によって1960年代初頭に同じコンゴで展開した ONUC の兵員数 (1万8000人) に近いレベルに達した。ONUC は冷戦時代のもっとも野心的な平和維持活動であり、当時のハマースヨルド国連事務総長の死によって象徴される挫折によって、それ以降の PKO をいっそう慎重にさせたミッションであった。
- (7) とくに冷戦終焉以降の時代になって、新しい「介入主義」の動きが国際的にみられる、と論じたものとして、篠田 [2003c] 参照。
- (8) アメリカのコンゴ民主共和国に対する関心は、少なくともパウエル国務長官の直接的努力が強調されたスーダンと比べれば、低いといわざるをえないだろう。
- (9) 選挙は当初2005年6月に予定されていたが、法制度整備の遅れや技術的問題により、延期された。ただし投票者登録などの選挙準備作業自体は開始されている (UN News [2005c])。
- (10) 実効的な措置をとる実力がない平和維持部隊に「安全地帯」保護という野心的なマンデートを与えてしまい、かえって「安全地帯」に逃れてきた住民の虐殺を傍観するしかなかった国連の威信を低下させてしまったのが、1995年のボスニア・ヘルツェゴビナにおける「スレブレニツァ」の悲劇であった。しかしスレブレニツァは、1993年のソマリア、1994年のルワンダにおける、アフリカの国連平和維持活動の失敗との相乗効果によって、よりいっそうの深刻な打撃を国連に与えたのであった。国連安全保障理事会が平和活動ミッションに付与するマンデートが現実的なものでなければならぬと強調したのは、2000年に公表された『ブラヒミ・レポート』の重要な論旨のひとつであった。

## 〔参考文献〕

## 〈日本語文献〉

- 篠田英朗 [2003a] 「安全保障概念の多義化と『人間の安全保障』」(広島大学平和科学研究センター編『IPSHU 研究報告シリーズ研究報告 No.31 人間の安全保障論の再検討』51-84ページ)。
- [2003b] 『『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・機能的分析—』創文社。
- [2003c] 『『新介入主義』の正統性—NATOによるユーゴスラビア空爆を中心に—』(広島市立大学広島平和研究所編『人道危機と国際介入—平和回復の処方箋—』有信堂)。
- [2004] 「人間の安全保障から見た平和構築活動の意義—アフリカの文脈での検討への導入として—」(望月克哉編『アフリカにおける「人間の安全保障」の射程—研究会中間成果報告—』日本貿易振興会アジア経済研究所, 1-15ページ)。
- ・上杉勇司編 [2005] 『紛争と人間の安全保障—新しい平和構築のアプローチを求めて—』国際書院。
- 武内進一 [2003] 「ウォーロードたちの和平—コンゴ紛争の新局面—」(『アフリカレポート』第37号, 33-38ページ)。
- [2004] 「東部コンゴという紛争の核」(『アフリカレポート』第39号, 38-42ページ)。
- 人間の安全保障委員会 [2003] 『安全保障の今日的課題』朝日新聞社。

## 〈外国語文献〉

- Anderson, Mary B. [1999] *Do No Harm: How Aid Can Support Peace – Or War*, Boulder: Lynne Rienner.
- Borton, John [2001] “Doing Study 3 of the Joint Evaluation of Emergency Assistance to Rwanda: The Team Leader’s Perspective,” in Adrian Wood, Raymond Apthorpe and John Borton eds., *Evaluating International Humanitarian Action*, London: Zed Books.
- Carayannis, Tatiana and Herbert F. Weiss [2003] “The Democratic Republic of Congo 1996–2002,” in Jane Boulden ed., *Dealing with Conflict in Africa: The United Nations and Regional Organizations*, New York: Palgrave.
- Clark, John F. ed. [2002] *The African Stakes of the Congo War*, New York: Palgrave.
- Giniger, Jeremy [2002] “Peacebuilding in the Congo: Mission Impossible?” *International Peacekeeping*, 9(3), pp.121–128.

- IRIN [2004a] “DRC: UN Mission Delivers Aid to 22,500 Needy Civilians,” 14 May 2004.
- [2004b] “DRC: Demonstrators Stone MONUC Headquarters,” 3 June 2004.
- [2004c] “Great Lakes: Land Reform Cited as Key to Issue in Conflict Management,” 14 October 2004.
- [2004d] “Great Lakes: Regional Leaders Meet to Sign Declaration of Peace,” 19 November 2004.
- [2004e] “DRC–RWANDA: Kigali Threatens to Attack Hutu Rebels in Congo,” 25 November 2004.
- [2005a] “DRC: Tens of Thousands of Newly Displaced People in Ituri Need Aid,” 14 February 2005.
- [2005b] “IDPs Go Without Food, Water Following Killing of UN Troops,” 28 February 2005.
- [2005c] “Militia Leaders Arrested in Kinshasa,” 2 March 2005.
- [2005d] “Fighting Between UN Troops, Militias Leaves 50 Dead,” 2 March 2005.
- [2005e] “Situation in Ituri IDP Camps ‘Alarming’ –MSF, OCHA,” 7 March 2005.
- [2005f] “UN Envoy Gives Militiamen Ultimatum to Disarm,” 14 March 2005.
- [2005g] “Ituri Militia Leader Arrested,” 12 April 2005.
- [2005h] “Army, UN Troops Kill Scores of Militiamen in Ituri,” 20 April 2005.
- [2005i] “Peacekeeper Dies, Five Others Wounded in Ambush,” 13 May 2005.
- Jones, Bruce D. [2001] *Peacemaking in Rwanda: The Dynamics of Failure*, Lynne Rienner.
- Terry, Fiona [2002] *Condemned to Repeat? The Paradox of Humanitarian Action*, Cornell University Press.
- UN [1998a] “Report of the Secretary-General’s Investigative Team Charged with Investigating Serious Violations of Human Rights and International Humanitarian Law in the Democratic Republic of Congo,” Annex to the “Letter dated 27 June 1998 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council, S/1998/581, 29 June 1998.”
- [1998b] “Statement by the President of the Security Council, S/PRST/1998/20, 13 July 1998.”
- [1998c] “Statement by the President of the Security Council, S/PRST/1998/26, 31 August 1998.”
- [1998d] “Statement by the President of the Security Council, S/PRST/1998/36, 11 December 1998.”
- [1999a] “Letter Dated 1 April 1999 from the Secretary-General Addressed to

- the President of the Security Council, S/1999/379, 5 April 1999.”
- [1999b] Security Council Resolution 1234, S/RES/1234 (1999), 9 April 1999.
  - [1999c] “Report of the Secretary-General on the United Nations Preliminary Deployment in the Democratic Republic of the Congo, S/1999/790, 15 July 1999.”
  - [1999d] “Ceasefire Agreement,” Annex to the Letter dated 23 July 1999 from the Permanent Representative of Zambia to the United Nations addressed to the President of the Security Council, S/1999/815, 23 July 1999.
  - [1999e] Security Council Resolution 1258, S/RES/1258 (1999), 6 August 1999.
  - [1999f] Security Council Resolution 1279, S/RES/1279 (1999), 30 November 1999.
  - [2000a] “Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2000/30, 17 January 2000.”
  - [2000b] Security Council Resolution 1291, S/RES/1291 (2000), 24 February 2000.
  - [2000c] Security Council Mission Visit to the Democratic Republic of the Congo, 4–8 May 2000, S/2000/416, 11 May 2000.
  - [2000d] Security Council Resolution 1304, S/RES/1304 (2000), 16 June 2000.
  - [2001a] Security Council Resolution 1341, S/RES/1341 (2001), 22 February 2001.
  - [2001b] “Sixth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2001/128, 12 February 2001.”
  - [2001c] “Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, S/2001/357, 12 April 2001.”
  - [2001d] “Seventh Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2001/373, 17 April 2001.”
  - [2001e] Security Council Resolution 1355, S/RES/1355 (2001), 15 June 2001.
  - [2001f] Security Council Resolution 1376, S/RES/1376 (2001), 9 November 2001.
  - [2002a] “Tenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2001/169, 15 February 2002.”
  - [2002b] Security Council Resolution 1399, S/RES/1399 (2001), 19 March 2002.
  - [2002c] Security Council Resolution 1417, S/RES/1417 (2002), 14 June 2002.

- [2002d] “Special Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2002/1005, 10 September 2002.”
- [2002e] “Twelfth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2002/1180, 18 October 2002.”
- [2003a] “Thirteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2003/211, 21 February 2003.”
- [2003b] “Second Special Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2003/566, 27 May 2003.”
- [2003c] Security Council Resolution 1484, S/RES/1484 (2003), 30 May 2003.
- [2003d] Security Council Resolution 1493, S/RES/1493 (2003), 28 July 2003.
- [2004e] Security Council Resolution 1533, S/RES/1533 (2004), 12 March 2004.
- [2004f] “Fifteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2003/251, 25 March 2004.”
- [2004g] Security Council Resolution 1552, S/RES/1552 (2004), 27 July 2004.
- [2004h] “Third Special Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2004/650, 16 August 2004.”
- [2004i] Security Council Resolution 1565, S/RES/1565 (2004), 1 October 2004.
- [2004j] “Sixteenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2004/1034, 31 December 2004.”
- [2005a] “Seventeenth Report of the Secretary-General on the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo, S/2005/167, 15 March 2005.”
- [2005b] Security Council Resolution 1592, S/RES/1592 (2005), 30 March 2005.
- UN News [2004a] “DR of Congo and Rwanda Agree to Deploy Teams to Troubled Border Towns, 7 October 2004.”
- [2004b] “UN Welcomes Security Agreement between Rwanda, Uganda and DR of CONGO,” 27 October 2004.
- [2004c] “DRC: Security Forces Step Up Night Patrols in Eastern Town,” 10 November 2004.
- [2004d] “UN Probing Charges of Sex Abuse in DR of Congo, Peacekeeping

- Official Says," 23 November 2004.
- [2004e] "UN Mission Warns Rwanda on its Threat to Strike Rebels in DR of Congo," 24 November 2004.
- [2004f] "Renewed Violence in Eastern DR of Congo threatens Relief Operations," 30 November 2004.
- [2005a] "UN Peacekeeper Succumbs to Wounds after Ambush in DR of Congo," 3 June 2005.
- [2005b] "UN Peacekeeper Killed, Two Others Injured in DR of Congo," 14 June 2005.
- [2005c] "Some 250,000 Voters Registered in DR of Congo's Capital in 10 Days - UN Mission," 1 July 2005.
- [2005d] "UN Peacekeepers in DR of Congo Seek Hidden Rwandan Hutu Fighters," 7 July 2005.
- USIP [2005] "United States Institute of Peace Briefing: Crisis in the Democratic Republic of the Congo: Role of the International Community," 4 March 2005.
- Waters, Tony [2001] *Bureaucratizing the Good Samaritan: The Limitations of Humanitarian Relief Operations*, Boulder: Westview.